

平成 2 7 年第 8 回

美里町農業委員会定例総会議事録

第8回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 平成27年7月24日(金)午後1時32分から午後3時15分
- 2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(19名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一	10番 大崎 幸信
11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二	13番 小野 保裕
14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一	16番 鈴木 幸博
17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一	19番 大友 重善
20番 渡邊 雅光		
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
 - 1 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 2 利用権設定の合意解約による通知について
 - 3 非農地証明願について
 - 4 現況証明願について
- 6 議事
 - 6月(第7回)総会【追加】
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 7月(第8回)総会
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 7 その他連絡・報告事項
 1. 平成27年7月事業報告について
 2. 平成27年8月事業予定について
 3. その他
- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 吉則
事務次長 菊地 和則

9 会議の概要

事務局

定刻になりましたので、これから第8回美里町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、渡邊会長よりご挨拶をいただきます。

会長

(挨拶内容省略)

事務局

ありがとうございました。

続きまして、議事に入ります。

美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が会議の議長となることになっておりますので、会長、よろしく申し上げます。

議長

それでは、これより第8回農業委員会総会を開きます。

議長

本日の出席委員は19名全員であります。農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので、総会は成立をしております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございますが、会議規則第15条1項の規定により、2名を議長より指名いたします。

8番三浦淳子委員、9番伊藤雄一委員のお二方をお願いいたします。

議長

続きまして、次第の4番、報告事項に入ります。

1.「農地法第18条第6項の規定による通知について」、2.「利用権設定の合意解約による通知について」、3.「非農地証明願について」を一括で事務局より報告いたします。

事務局

報告事項、1、2、3について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ありがとうございます。

3番非農地証明願について、7月15日に保全委員会にて現地の確認調査を実施しております。伊藤保全委員会委員長より報告をいただきます。

保全委員長

それでは、報告いたします。

農地保全委員会は今月から久道委員、後藤委員、渡邊会長、大友職務代理、

そして私の5名、それと佐藤事務局長と菊地次長の7名により、7月15日に現地調査を行いました。

番号7について、現地は牛飼地区の小牛田中学校の南側に位置しており、昭和53年7月18日に、転用許可申請により宅地化しております。隣接地区との境界もはっきりしており、特に問題は見当たらず、現地確認の許可を出すよう事務局に指示いたしました。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございます。

続きまして、4番「現況証明願について」事務局より報告願います。

事務局

報告事項4について議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

それでは、4番「現況証明願について」保全委員会で現地確認をしておりますので、伊藤保全委員長より報告をいただきます。

保全委員長

番号1についての現地は、
の不動堂中学校の東側に位置しており、
農地としては使用されておらず、既に宅地化しております。隣接地の境界も
はっきりしており、特に問題は見当たらず、現地確認の許可を出すよう事務局
に指示いたしました。

以上、報告といたします。

議長

ありがとうございます。

以上で報告事項4番まで説明、報告をいただきました。不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。18番高橋委員。

高橋委員

5ページの現況証明願について、会長にお聞きしたいことがございます。

1つは、これは農地法の何条に該当するのかわらせてください。

2つ目は、今までのこの現況証明願を出したことがあるのか、その点を2点目はお知らせください。

3点目は、この願出人が弁護士になっているようですが、なぜなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

議長

暫時、休憩します。(13:45)

議長

それでは、再開をいたします。(13:47)

議長

ただいま18番高橋委員からの質問での現況証明願について農地法のどこにこの現況証明願というのがあるのかということ、それから、過去にそういう証明を出したことがあるのかということ、それから、なぜこういう現況証明願を出さなければいけないのか、その理由はということで、3点の質問がございました。私に指名をされたので、私のほうからちょっと答えまし、詳細については、次長のほうで回答いただきますけれども、最初の農地法の何条にあるのかということですが、農地法にはございません。ただ、行政サービスとして証明をすると。法務局は、非農地証明であれ、この現況証明であれ、添付確認資料としてついていけば、法務局としてはいいと、認めているということでございます。

それから、2番目の過去にはあるのかということの質問ですが、こういうことは滅多にやっぱらないので、私の記憶があんまりなかったんですが、次長に今ちょっと確認をしたんですが、合併してからですけれども、9年前に一度この現況証明願を出した形跡があると。ただ、総会に出ているかどうか、私はわかりませんが、9年前にはあると。ただ、書類の保存期限を過ぎていたので、現在はその証拠になる書類はないということです。

それから、3番については、なぜこの証明が必要なのかということなんですが、願出人でおわかりのように、破産管財人でございますので、その処理に必要なということなんです。

あとはちょっとそれ以上詳しいことは次長に答弁してもらいますが、補足があればお願いいたします。

事務局

それでは、この現況証明願についてですが、証明願を出される前に、この破産管財人の弁護士のほうから事前に打診がありました。それで、私も初めて聞いたわけですね。現況証明をこれまでも出したことがないと。ところが全国では、インターネットなんか開いてみますと、様式を載せている農業委員会も見受けられるんですね。ですから、農地法上の書類ではないんですけども、行政サービスとして発行している農業委員会があると。しかも、本当に何年に1回あるかないかということにして、今、会長がおっしゃったように、合併後たった1回しか、しかも書類は現存していないんですが、コン

コンピューターのデータとして残っていたんですね。それで、過去に1回あったと。データがあるから本当に総会にかけたかどうかということになると、ちょっと今では疑問のあるところですけども、1回受け付けた形跡がございました。

それで、最初その弁護士から打診があったときには、「非農地証明ではだめなんですか」と言いました。非農地証明でしたら農地法が絡んでおりますので、私も現況証明って聞いたことがないので、そう言ったら、「よその農業委員会では現況証明で証明していますよ」となったわけですね。恐らくその弁護士さんは、しょっちゅうこのように現況証明願を出していると。仙台的のほうが多いんですけども、出しているというのがありまして、よそで出しているのに美里で出せないというのもおかしいということで、いろいろ調べた上で、行政サービスとして証明願を受け付けして、発行しているということにたどりつきました。それで、今回行政サービス、農地法でないので、現況証明が総会の場では報告するのがいいかどうかとなりますと、やはり現地を確認しなければなりませんので、あえて保全委員会で現地調査をしていただきました。

以上のような経過がございました。そういう経過でございます。

議長 高橋委員、よろしいですか。

高橋委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(なしとの声あり)

議長 なければ、「報告事項」を終了し、議事に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長 それでは、次第の5番、議事に入ります。

初めに、第1号議案の審議に入る前に、第7回総会の第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」の追加議案がありますので、事務局より説明願います。

事務局

追加議案第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

事務局

なぜ今回この追加という形になったかといいますと、実は先月総会で、5つの農地中間管理事業の審議をしていただきました。それで、その5つの関係なんですが、美里町農業委員会の私が直接受けたのは先月5つのうち4つです。そして、そのほかに2つ農業委員会を通さずに農地中間管理機構のほうに送られた案件がありました。農地中間管理機構、みやぎ農業振興公社からは1件しかうちのほうに連絡がございませんでした。それで、これがいつわかったかといいますと、先月総会の次の日ですね。振興公社から原本が送られてきて、初めてわかりました。それで、もし農地中間管理事業でなければ、7月定例総会の案件にするはずですけども、農地中間管理事業を公告してから2カ月後に宮城県知事が公告しなければならないという事情がありましたし、あと先月の5件、全部涌谷町絡みの件ですが、涌谷町のほうからはぜひ一緒に公告していただきたいという要望がございました。ただ、公告はしますけれども、まだ審議されていないので、許可書は渡しませんよと。きょうの総会で審議されたらというふうな条件でとりあえずは、結果的には1件漏れたという形にはなったんですけども、今回は追加という形で提案をさせていただきました。

よろしく審議のほどをお願いいたします。

議長

今、事務局より6月総会の追加議案について説明がございました。審議に入ります。

質問、御意見ございませんか。

大友委員

ただいまの説明でちょっともう一度聞きたいと思いますが、中間管理機構に直接委員会を通さずに、申し込みがあったという理解でいいんですか。

議長

今、大友委員からの質問は、なぜ直送したかというのではなくてですか。

大友委員

委員会を通さずに直接あっちに行ったという理解でいいんですか。

議長

そういう直送された案件かということの質問です。

事務局

本来ならば、直送された2件も美里の農業委員会を通さなければならない案件でございました。それで、農地は美里ですが、実は受付は涌谷町でされています。本来ならば、6件来ればいいところですが、4件しか来なくて、2件は、直接送ったと。公社側も2件のうち2件とも連絡をくれればよかったのですが、1件しかよこさなかったんですね。それで、2件送ったつもりであったようです。ところが、そうではありませんでしたよということが、先月の総会を過ぎてわかったものですから。

(休憩との声あり)

議長

休憩をいたします。(13:59)

議長

それでは、再開をいたします。(14:02)

議長

大友委員の質問、直送してしまったということでございますので、ご了解をいただきたいと思います。十分事務局も注意するようにお願いします。そのほかございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なければ採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、6月の追加議案について「農用地利用集積計画書審議について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成でございます。原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」事務局より説明願います。

事務局

第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

事務局

なお、農地法第3条第2項各号の照らし合わせにつきましては、総会資料の送付の際に同封いたしております農地法第3条調書により全ての農地で該当しませんが、なおかつお目通しのほうをよろしく願います。

また、番号24と番号27につきましては、農地保全委員会で現地調査をしておりますので、委員長の報告をよろしく願います。

議長

続きまして、15日に保全委員会で現地の確認を行っております。伊藤委員長より報告いただきます。

保全委員長

報告いたします。番号24について、現地在北浦地区の、出来川沿いの涌谷町の三十軒近くに位置しています。この農地は、これまで約10年間譲受人が作業委託により、作付していた農地でしたが、譲渡人の希望で、農業委員会を通した契約をしたいということで、今回の賃貸借権設定となりました。作物はきちんと作付されており、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号27について、現地は、荻塚地区のに位置しております。対象用地は、2筆ですが、現況は畑で、現在は保全管理状態ですが、今後は作物を作付する見込みであり、特に問題は見当たらず、許可相当と見て来ました。皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは、第1号議案審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり許可といたします。

議長 続きまして第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 ただいま第2号議案について事務局より説明いただきました。質問、ご意見ございませんか。

(なしとの声あり)

議長 なければ採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長 それでは、第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 続きまして、保全委員会での現地調査の結果について伊藤委員長より報告をいただきます。

議 事 録 署 名

上記、第8回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成27年7月24日

会 長

署名委員 8番

署名委員 9番